

# 千葉市個人情報保護条例の一部改正について（案）

## 1 改正の概要

このたび、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）が改正され、新たに「個人識別符号」（※）が含まれる情報が「個人情報」に当たることが明確にされました。

地方公共団体においても、法改正を踏まえて条例の見直しなどの措置を講ずることが求められており、行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえた改正を行います。

また、現行の条例の規定では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が「個人情報」に含まれるものとしていますが、この規定について、行政機関個人情報保護法の規定に合わせ「容易に」の文言を削る改正を行います。

※ 「個人識別符号」とは・・・

①直接本人にアクセスできる本人到達性、②唯一無二性（一意性）、③不変性を主要な判断基準として、法令等で定められた文字、番号、記号その他の符号であり、単体として「個人情報」として認められるもの。

詳細は総務省令や個人情報保護委員会規則で定められ、技術の進歩に応じて臨機応変に見直しが行われる。

【具体的内容】

（１）特定の個人の身体の一部の特徴を変換した文字、番号、記号その他の符号で特定の個人を識別できるもの

→ 顔認証データ、指紋データ、声紋データ、静脈データ、歩容データ、DNAデータなど

（２）個人に発行されるカード等に記載等された文字、番号、記号その他の符号で特定の個人を識別できるもの

→ 運転免許証番号、旅券番号、個人番号、医療保険等の被保険者番号、基礎年金番号など

## 2 改正内容

### ① 個人識別符号の規定（第2条関係）

行政機関個人情報保護法等の改正に合わせ、「個人識別符号」が単体で「個人情報」となることを明確化します。

「個人識別符号」の定義は、行政機関個人情報保護法の定義と同一とします。

【趣旨】

情報を保有する者の情報管理体制、技術等により、同種の情報であっても、特定の個人を識別できるかの判断が異なる一方で、国民から見てもどの情報が個人情報として保護されるのか、不安が高まっていることを受けて、行政機関個人情報保護法等では、「個人識別符号」が個人情報として保護されることを明確化していることから、条例においても同様に規定するものです。

## ② 容易照合性要件の削除（第2条関係）

現行の条例第2条第1号が個人情報に含まれるものとして規定する「他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」について、行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、「容易に」の文言を削り、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」と改めます。

### 【趣旨】

行政機関個人情報保護法等では、行政機関においてはより厳格な個人情報保護が必要である等のため「容易に」の文言を規定していないことから、条例においても同様の規定に改めるものです。

## 3 規定の改正案（第2条）

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> をいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p>

## 4 スケジュール

平成29年8月	千葉市情報公開・個人情報保護審議会で審議・答申
平成29年10月	パブリックコメント手続の実施（1か月間）
平成29年11月	意見に対する考え方の公表
平成29年11月	条例議案提出
平成30年4月	改正条例施行